

## 人材開発支援助成金(事業展開等リスクリング支援コース)改正

# 設備投資加算を新設しました

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。「事業展開等リスクリング支援コース」では新たに、以下の要件を満たした事業主に対して、「通常分」の助成額とは別に、「設備投資加算」の助成額を追加で支給します。

### 事業主の要件

- ① 中小企業事業主であること
- ② 事業展開等実施計画に基づき、事業展開等に取り組む事業主であること
- ③ 賃金要件または資格等手当要件を満たす事業主であること

#### 賃金要件

対象労働者の毎月決まって支払われる賃金について、訓練終了日の翌日から起算して1年以内に、5%以上増加させていること(賃金改定後の最初の賃金支払日が訓練終了日の翌日から起算して1年以内に含まれている必要がある。)

賃金が5%以上増加していることについては、対象労働者ごとに、賃金改定後3か月間の賃金総額と改定前3か月間の賃金総額を比較して、全ての対象労働者の賃金が5%以上増加していることが必要。

#### 資格等手当要件

資格等手当の支払いについて就業規則、労働協約又は労働契約等に規定をした上で、訓練終了日の翌日から起算して1年以内に全ての対象労働者に対して実際に当該手当を支払い、賃金を3%以上増加させていること(資格等手当の最初の支払日が訓練終了日の翌日から起算して1年以内に含まれている必要がある。)

資格等手当の支払いにより賃金が3%以上増加していることについては、対象労働者ごとに、資格等手当支払い後3か月間と資格等手当支払い前3か月間の賃金総額を比較して、全ての対象労働者の賃金が3%以上増加していることが必要。

- ④ 「設備投資加算に係る設備投資実施計画」を作成し、訓練終了後、設備投資加算の支給申請日までに、事業展開促進機器等を新たに導入する事業主であること

#### 事業展開促進機器等

実技の訓練等で実際に使用する機器・設備等と同種であって、事業展開等に資する機器・設備等

### 訓練の要件

- ① 事業展開、DX・GX化に必要な知識および技能の習得をさせるための訓練であること
- ② 通学制訓練または同時双方向型の通信訓練であること  
※eラーニングによる訓練、通信制による訓練との組み合わせも可
- ③ 実技の訓練等で、機器・設備等を実際に使用する訓練であること

裏面もご確認ください➡

人材開発支援助成金

検索

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)



# 活用例

## 建設業

### DX化の内容

これまでは人を中心とした測量作業を行っていたが、今後ドローンを活用した測量手法を導入し、業務のDX化を進めていきたいと考えている。

### 訓練内容

- ・ドローンの操縦の基本技能
- ・ドローンでの測量に必要な知識の習得
- ・測量飛行の演習
- ・安全運用体制の構築

### 機器

測量用ドローン



## 介護

### 事業展開の内容

デイサービスのみを行っていた事業所が、通所が困難な利用者のニーズに対応するため、訪問入浴介護事業を新規に立ち上げる。

### 訓練内容

- ・組立式浴槽の組立・分解実習
- ・事故防止のための入浴介助
- ・利用者の健康管理方法
- ・緊急時対応の習得

### 機器

組立式浴槽



## 助成率・上限額

### 助成率

企業規模	設備投資加算 (1コースの導入費用あたり)
中小企業	50%
大企業	—

### 上限額

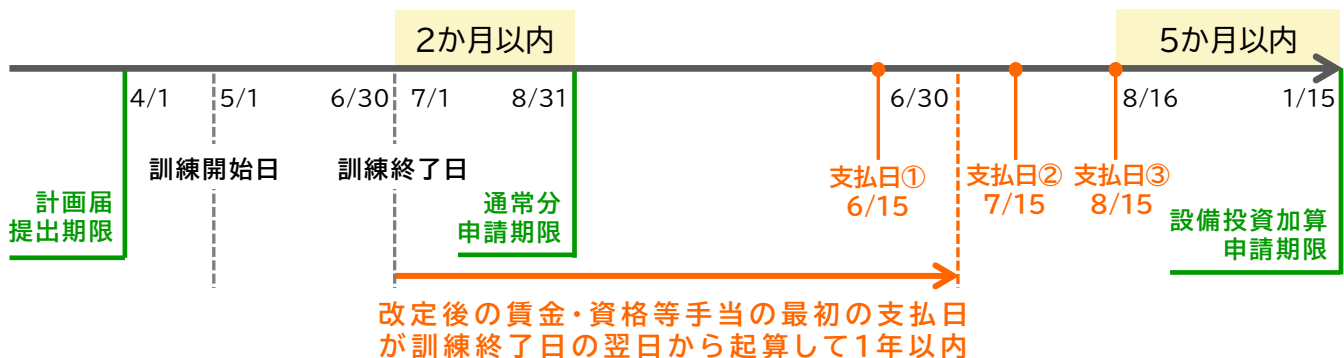
支給対象労働者 1人につき	支給対象労働者 10人以上
15万円	150万円

- ※ 導入費用には、機器・設備等の購入費用(購入価格)のほか、設定費用、機器・設備等の設置・撤去等の費用、リース契約等に係る費用を含みます。
- ※ 過去に設備投資加算の支給を受けている申請事業主の事業所の場合、訓練開始日時時点で、前回の設備投資加算の支給決定日の翌日から起算して3年が経過している必要があります。
- ※ 設備投資実施計画を提出し、支給決定または不支給決定を受けていない場合、新たな設備投資実施計画を提出することはできません。

## 設備投資加算要件達成時の支給申請期限

訓練終了後、設備投資加算の支給申請日までに事業展開促進機器等を導入し、全ての対象労働者に対して、賃金要件か資格等手当要件を満たす賃金または資格等手当を、3か月間継続して支払った日の翌日から起算して5か月以内とします。

### 【5月1日から訓練を開始した例】



申請手続き等に関する問い合わせ先

各都道府県労働局の助成金申請窓口  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html)

